

Q 1. 宿泊客に発熱や感冒症状などがある場合、どのように対処したらよいでしょうか。



本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従ってください。なお、当該宿泊客が医療機関を受診するよう指示を受けた場合であっても、当該宿泊客を医療機関まで送迎する必要はありません。受診者自身が自家用車等を利用して医療機関へ向かうことになっています。公共交通機関の利用は可能な限り避け、やむを得ず利用する場合にはマスク着用等の感染防止策の徹底をお願いします。地域によっては、そのような症状のある方のための搬送サービスを提供する事業者もあるため、お困りの際は最寄りの受診・相談センター、保健所にお問い合わせ下さい。

宿泊客が宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターへの連絡などの協力を拒む場合は?また医療機関等への連絡後は具体的にはどのように対応したらよいのか?

Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項において、Go To トラベル利用者には、宿泊施設近隣の医療機関等の指示を仰ぎ、従業員の指示に従うことについて、あらかじめ同意いただいております。発熱や感冒症状などがある宿泊客がいらっしゃった場合には、まずは宿泊施設近隣の医療機関等に連絡いただき、指示に従って、他の宿泊客と区分した客室に待機いただく、あるいは宿泊施設への滞在を見合わせて、当該医療機関等を受診いただくなど必要な措置をお取りいただくこととなります。

宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明した場合は?

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から 入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。宿泊者名簿を確認して関係者をリスト化して提供するなど保健所による積極的疫学調査に協力してください。

従業員が濃厚接触者に該当する場合は?

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えていただきます。

従業員が濃厚接触者に該当しない場合は?

引き続き就業させて構いませんが、健康状態に注意を払い、毎日の検温を実施してください。

従業員が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明した場合、どのように対処したらよいか?

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。保健所による積極的疫学調査に協力してください。館内施設については、保健所の指示に従い、速やかに消毒を実施してください。

Q 2. 宿泊客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、当該客の同室者に対してはどのように対処したらよいでしょうか？



マスク着用をお願いし、客室内で待機し外出しないよう依頼してください。保健所が濃厚接触者と判断した場合には、保健所がその後の指示（検査の受診や行動制限）を出します。

当該客が使用した客室や館内施設及び設備に関して
どのように対処したらよいか。

客室をはじめ、当該客の動線にあたる高頻度接触部位については、保健所の指示に従い、必要に応じて消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液等を使用して消毒を実施してください。（共同施設は可能な限り共用中止）具体的な消毒方法については、『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年6月2日改訂 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター）』を参考にして、保健所と相談してください。

Q 3. 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、営業を休止する必要**があるのでしょうか？**



保健所の指示にもよりますが、一律に営業を休止する必要はありません。宿泊施設等における感染の発生状況や、消毒の状況などをふまえて、ご判断ください。

宿泊客の感染が判明したため**営業を休止**した。**営業を再開**するにあたり、**感染防止対策の点**で気をつけるべきことはなにか。

保健所の指示を踏まえるとともに、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」を遵守いただくようお願いします。

Q 4. 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、Go To トラベル事業の支援対象外になりますか？



Go To トラベル参加に当たっての遵守事項が守られているかどうかの確認をさせていただいた上で、不備があれば是正の指導をさせていただることとなります。その上で、仮に不正などが発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取消しを行うこととなります。